

大阪府の提案に関する対応方針

管理番号	提案事項（事項名）	制度の所管・関係府省庁	共同提案者（※）	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（R4.12.20閣議決定）
127	指定介護機関について介護保険法に基づく名称等の変更等の届出があった場合に生活保護法に基づく届出があったものとみなす等	厚生労働省	福島県 栃木県 滋賀県 京都府 京都市 堺市 兵庫県 神戸市 和歌山県 徳島県 関西広域連合 北海道 仙台市 山形県 郡山市 茨城県 高崎市 千葉市 練馬区 川崎市 長野県 名古屋市 豊橋市 大阪市 寝屋川市 島根県 岡山県 広島市 下関市 松山市 高知県 大村市 熊本市 宮崎県	【厚生労働省】 生活保護法(昭25法144) 生活保護法による指定介護機関(54条の2第1項)については、介護保険法による変更の届出等(介護保険法(平9法123)75条1項等)が行われた場合に、生活保護法上の届出(54条の2第5項及び6項において準用する50条の2)を不要とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
128	指定介護機関について介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定取消等を可能とすること	厚生労働省	滋賀県 京都府 京都市 堺市 兵庫県 神戸市 和歌山県 徳島県 関西広域連合 北海道 郡山市 茨城県 高崎市 千葉市 練馬区 川崎市 長野県 名古屋市 豊橋市 大阪市 寝屋川市 岡山県 広島市 下関市 松山市 高知県 大村市 熊本市 宮崎県	【厚生労働省】 生活保護法(昭25法144) 生活保護法による指定介護機関(生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)1条による改正前の生活保護法54条の2第1項)については、介護保険法による指定の取消し等(介護保険法(平9法123)77条1項等)が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等(54条の2第3項及び4項)を可能とすることについて法制上の対応の可否等を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
129	市町村の空家対策所管部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法第34条の守秘義務に抵触しない旨の明確化	総務省 厚生労働省 国土交通省	京都市 堺市 兵庫県 神戸市 和歌山県 徳島県 関西広域連合 いわき市 ひたちなか市 八王子市 川崎市 松本市 浜松市 豊田市 高槻市 八尾市 寝屋川市 西宮市 広島市 山陽小野田市 久留米市 熊本市 大分県	【総務省】【厚生労働省】【国土交通省】 地方公務員法(昭25法261)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 空家等の所有者等に関する情報の内部利用(空家等対策の推進に関する特別措置法10条1項)については、市町村(特別区を含む。)が保有する福祉部局所管の介護保険等の情報を、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法34条の守秘義務に抵触することなく内部利用することが可能であることを明確化し、参考となる情報を示しつつ、市町村に令和4年度中に通知する。

※追加共同提案を含む